

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 23 年 11 月 17 日  
財団法人 建材試験センター

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	食品工場におけるボイラーの更新による CO2 削減事業
排出削減事業者名	名城食品株式会社
排出削減共同実施事業者名	三浦工業株式会社 カーボンフリーコンサルティング株式会社 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 三菱 UFJ リース株式会社
事業実施場所	滋賀工場 滋賀県栗東市東坂 53-18 下関工場 山口県下関市長府扇町 4 番 25 号
事業の概要	滋賀工場、下関工場の各工場で、既存のボイラー（A 重油ボイラー 3 基）を高効率なボイラー（都市ガスボイラー 4 基）に更新することにより、エネルギー使用量を削減する。また、A 重油よりも単位発熱量当たりの炭素含有量が少ない都市ガスへ燃料転換することにより CO2 削減を図る。
排出削減量の計画	2008 年度： 131 t CO2/年 2009 年度： 322 t CO2/年 2010 年度： 548 t CO2/年 2011 年度： 868 t CO2/年 2012 年度： 868 t CO2/年 (事業実施期間合計 2,737 tCO2)
国内クレジット認証期間	事業開始日 2008 年 11 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 滋賀工場 事業開始日 2008 年 11 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 下関工場 事業開始日 2010 年 11 月 1 日

	終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

## 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：</p> <p style="padding-left: 40px;">滋賀工場 滋賀県栗東市東坂 53-18</p> <p style="padding-left: 40px;">下関工場 山口県下関市長府扇町 4 番 25 号</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2011年9月13日(滋賀工場)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がない。</p> <p>本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能</p> <p>既存設備の使用年数が法定償却年数の 2 倍を超えておらず、本排出削減事業がなければ既存設備を継続して使用することを本排出削減事業者への質問、サイト視察、関連資料の閲覧等により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本排出削減事業の投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。また、投資回収年数が滋賀工場は 3.1 年、下関工場は、投資回収は計算できないことは、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当該事業者は設備の新規導入及び更新を最優先課題として</p>

	<p>考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととなっている。一方、ボイラー設備においては備品、部品が調達可能であり、修理によって使用できる限り、継続して使用することは当事業者の方針であること、また、本事業は共同実施事業者の自主行動計画の目標達成に活用することを目的として実施していることを質問により確認した。こういった背景により、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しかったと判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条件1については、既存のボイラーよりも高効率のボイラーに更新したことを確認している。</li> <li>・適用条件2については、既存ボイラーが継続して使用可能であることを関係者への質問、サイト視察により確認している。</li> <li>・適用条件3については、事業実施後のボイラーで生産した蒸気をすべて自家消費していることを確認している。</li> </ul> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

なし。

以上